



じんけん通信

平成 29 年(2017 年)4 月(第 108 号)

- ・インターネットは今や生活に欠かせない道具となりました。
- ・スマホ、SNS に代表される昨今の技術革新により利便性は向上しましたが、様々なトラブルや事件も多く発生しています。
- ・今回は昨年 12 月に開催したインターネット人権啓発研修会の講演内容をご紹介します、インターネットによる人権侵害の現状や対策について考えます。
- ・講師は武蔵野大学 教授、株式会社情報文化総合研究所 代表取締役の佐藤佳弘（さとうよしひろ）さんです。

特集

インターネットと人権について

★ネット社会の現状

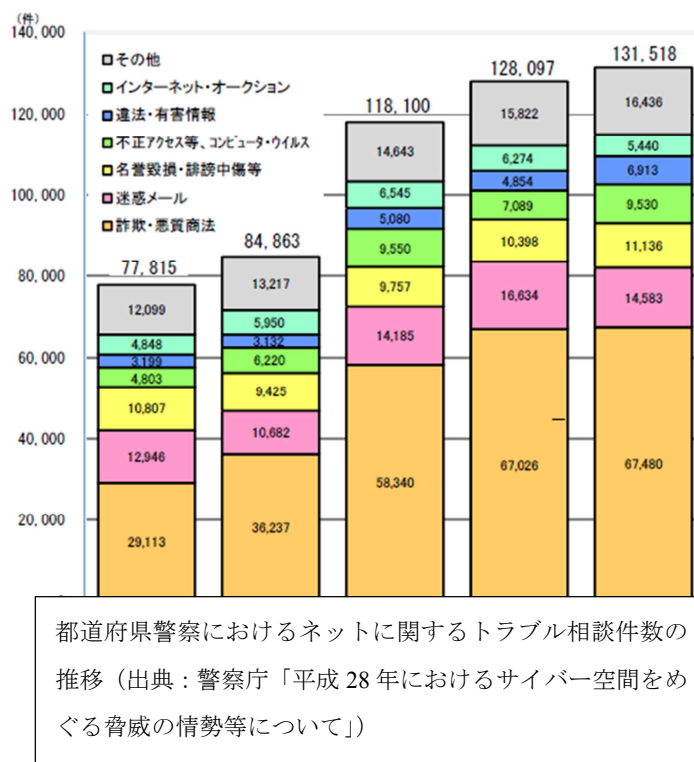
東京スカイツリーが平成 24 年（2012 年）に開業しました。東京スカイツリーと新旧交代した東京タワーは昭和 33 年（1958 年）に開業した電波塔です。東京タワーが建築中だった昭和 33 年（1958 年）、携帯電話はもちろんありませんでしたし、インターネットもありませんでした。しかし技術の粋を集めた電波塔を建築中だったこともあり、この頃の子ども向け雑誌にはさかんに「未来社会」が描かれていました。高速で人々を運ぶ鉄道、今でいうリニア新幹線や、空飛ぶスクールバスなどが描かれていました。このまま技術が進歩したのならば、50 年、60 年後の社会には、病気も犯罪もない、誰もが笑顔で暮らすバラ色の社会が来る—こんな風に描かれていました。それから時間が経過し、私たちは描かれていた未来に到達しています。

たしかにさまざまな技術革新により社会は今日まで大きく発展してきましたが、それぞれの技術はそれぞれに事故や社会問題も引き連れてきました。その象徴的な出来事の一つが福島原発



事故だったのかもしれませんが。インターネットに関連した問題を挙げると、個人情報の流出、著作権侵害、ワンクリック詐欺、有害違法サイト、迷惑メール、コンピューターウイルス、出会い系サイト、スマホ中毒などがあり、今日のテーマであるインターネット上での人権侵害もその一つです。

警察に1年間に寄せられる、ネットに関するトラブル約128,000件のうち、最も多いのが詐欺・悪質商法、その次が迷惑メール、そして三番目に多いのがネット上での名誉毀損・誹謗中傷等で年間10,000件発生しています。(本記事作成現在で警察庁から発表されている、「平成28年(2016年)におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」におけるネットに関するトラブル相談件数は131,518件、ネット上での名誉毀損・誹謗中傷等で年間11,136件となっている)



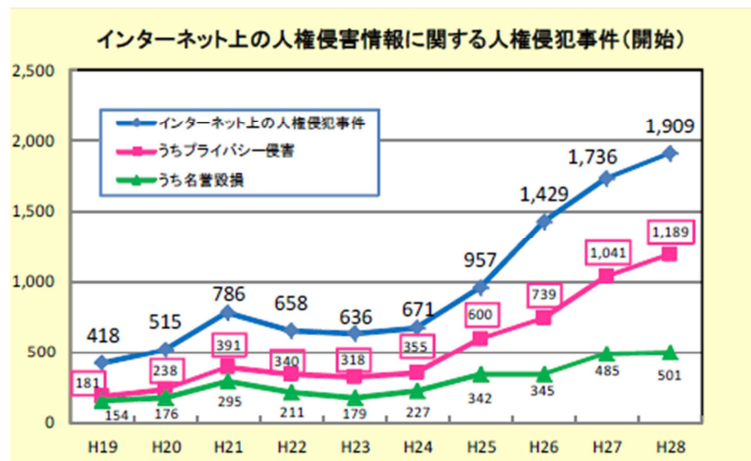
ネット上での誹謗中傷、名誉毀損についての相談は法務局にも寄せられており、平成25年(2013年)に全国の法務局・地方法務局に寄せられたネット人権侵害にかかる相談件数は4,320件ですが、これは統計上の数字にすぎません。誰にも相談せずに我慢している人たちもいるわけで、これらの件数はまさに氷山の一角であります。

★ネット上での人権侵害

ではネット上での人権侵害とはどのようなものなのでしょうか。人権侵害とひと言に言っても、名誉毀損、侮辱、信用毀損、脅迫、さらし、ネットいじめ、児童ポルノ、ハラスメント、差別の9つに分類することができます。今日はさらし、ネットいじめ、差別を取り上げます。

まずはさらしについてです。平成27年(2015年)に発生したネット人権侵犯事件は1,736件で、この中で最も多いのは個人情報の無断書き込み等の、プライバシー侵害1,041件です。(※本記事作成現在法務省から発表されている「平成28年(2016年)における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」における平成28年(2016年)に発生したネット人権侵犯事件の件数は1,909件、うちプライバシー侵害1,189件となっている。)

プライバシー侵害の事例について紹介しますと、振られた腹いせに付き合っていた時の彼女のプライベート写真を無断でネットに公開する、あるいはお店を訪れたお客さんを隠し撮りし、ネットにアップして笑い者にする、新聞の投書欄の意見が気に入らないとしてその人の住所や連絡先を調べてネットに公開してバッシングするという新聞投稿に関するさらしなどがあります。



ネット人権侵犯事件数の推移（出典：法務省「平成 28 年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」）

いたずらに嫌がらせで行われる「さらし」は特定の人だけが被害に遭うわけではありません。子どもやお年寄り、誰でも被害者になりえます。

また、SNS 等で大人も子どもも、自分のプロフィールを公開している人が多く見受けられますが、自分の情報を安易にネットに乗せてしまうことは、「どうぞ悪用してください」と差し出すようなものです。したがってネットに自分の情報を乗せないというのが対策の基本です。

自分が掲載しなければそれで万全かというところではありません。SNS 花盛りの現在、友達や、家族等の関係者を通じてネットに掲載され悪用されるという事態が発生しています。

facebook のタグ付け機能を使用して、友達があなたの写真を投稿すると、友達の友達にまであなたの顔や名前が知られてしまうことが起こりえます。ネット上では、友達の友達・・・というふうに 6 人たどっていけば、世界中誰にでもたどり着くと言われていています。ですから、いくら自分がプライバシー設定をしても友達の友達の範囲まで公開されればあっという間に拡散してしまいます。

上記からわかることは、傷つくのは無断で他人の情報をネットに投稿した人ではなく、その友達だということです。

悪ふざけがネットで炎上を招き、取り返しのつかない事態を招いた例を紹介します。店員が店舗設備での悪ふざけをツイッターで投稿したところ炎上し、店舗が特定されてしまい、最終的には倒産し、この店員は店から損害賠償請求されたとのこと。

こうした悪ふざけは本人が投稿を削除しても、拡散してしまうと完全に消すことはほぼ不可能です。一度の不祥事により一生社会的制裁を受けることになってしまうのです。これをデジタルタトゥーといいます。

ツイッターは「つぶやき」であると誤解する人もおられると思いますが、ツイッターの投稿は誰もが見られるわけですから、ツイッターの投稿は「駅前で拡声器を使って演説」しているよう

なものだということを知っていただきたいと思います。

次にネットいじめについてお話しします。ネット上でのいじめは目の前で見えず、また助けを求める声が聞こえないので保護者や先生の発見は遅れがちになってしまいます。

平成 28 年（2016 年）2 月に内閣府が行ったネット上でのトラブルに関する調査によると、小学生の 6 人に 1 人、中学生の 3 人に 1 人、高校生に至っては 2 人に 1 人がネット上でトラブルにあったと報告されています。

多くの児童・生徒たちがインターネットを日常的に使用している現在、インターネットの持つ便利な機能が悪用、誤用されてネットいじめに使われているということは大変悲しい現実です。

学校裏サイトという学校や先生の悪口を書き込む掲示板が 10 年くらい前に話題になりました。以前のようにテレビで報道されることがなくなりましたが、下火になったからではありません。単にニュースバリューがなくなっただけで、実はスマホ使用の低年齢化により学校裏サイトは中学校、小学校へとどんどんすそ野が広がっています。

また、最近増えているのが、LINE を使ったいじめです。LINE は基本的にメールシステムなので、第三者が通信上の会話を傍受することができません。このため、いじめがあっても発見が遅れます。行政や教育機関は相談窓口を設置して、それを周知することで「困ったらまず相談しよう」という雰囲気作りを行うことが重要だと思います。

ネットいじめに引き続き、ネット上の差別についてお話しします。最近では同和問題と併せて外国人、とりわけ在日の韓国・朝鮮人への差別が問題になっています。

ヘイトスピーチのデモが川崎や大久保等で行われていますが、その様子を動画としてネットに公開されるといったことが発生しています。こうしたヘイトスピーチはヨーロッパでは法律で規制されており、特にドイツでは刑法で規制されています。昨年 5 月に日本でもようやくヘイトスピーチ解消法が成立・施行されましたが、罰則規定が盛り込まれていない理念法であり、まだまだ第一歩という印象です。

★安心安全のネット社会へ

最後に法整備はどうなっているのか、悪質書き込みがあった場合はどのように対処すればいいのかお話しします。

平成 14 年（2002 年）に「プロバイダ責任制限法」という法律ができ、これにより削除要請ができるようになりました。しかし、管理者による削除は義務付けられていません。この法律に基づいて削除要請してもまず明らかな違法性がない限り、削除はされないと考えた方が良いでしょう。

このような状態の中、悪質書き込みの被害にあったらどうすればいいのか。

早期発見と早期対応が重要になります。放置することで拡散を招き、より多くの方が書き込みを目にすることになります。

行政・教育機関においては、ネット上の書き込みを探し回るよりも被害者を早期に発見し救済することが大事です。そのためには相談窓口を設置し、被害者を孤立させないことが重要だと思います。

また、悪質書き込みに対して、反論するとかえって反撃を受け炎上することもあります。安易に動かずに法務省の人権擁護機関や違法有害情報相談センターの助言を受け対応されるのが良いと思います。

インターネットが一般に普及してまだ20年。法律面で整備が追いついていない部分もあります。ネットは正しい知識を持って活用していただきたいと思います。もっとも危険なのは無知であることです。

近年、インターネットやスマートフォンの普及により、知りたい情報を誰でも簡単に手に入れたり、世界中の人と気軽にやりとりすることができるようになりました。

その反面、こうした利便性は気が付かない内に犯罪に巻き込まれたり、間違った情報や人権を侵害する書き込みが簡単に拡散するなどの危険性をはらんでいます。

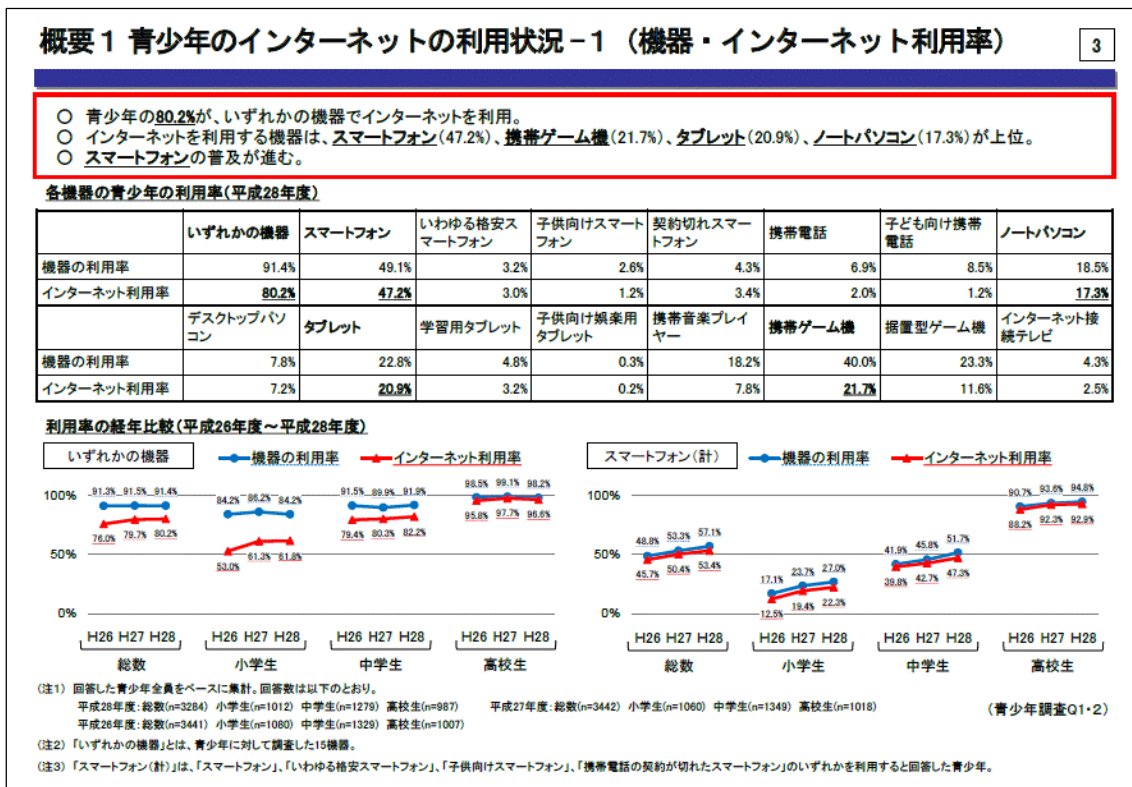
最近ではスマートフォンを所持する小中学生も増えており、それにより、子どもたちの間では SNS を利用したいじめ等の問題や犯罪被害が深刻化しています。

そこで今回は、インターネットの適切な利用について考えていただくため、昨年 12 月に開催したインターネット人権啓発研修会「インターネットと人権～子どもを守る大人の役割～」でご講演いただいた、京都ノートルダム女子大学心理学部 教授の神月 紀輔（こうづき のりすけ）さんの講演内容を紹介します。

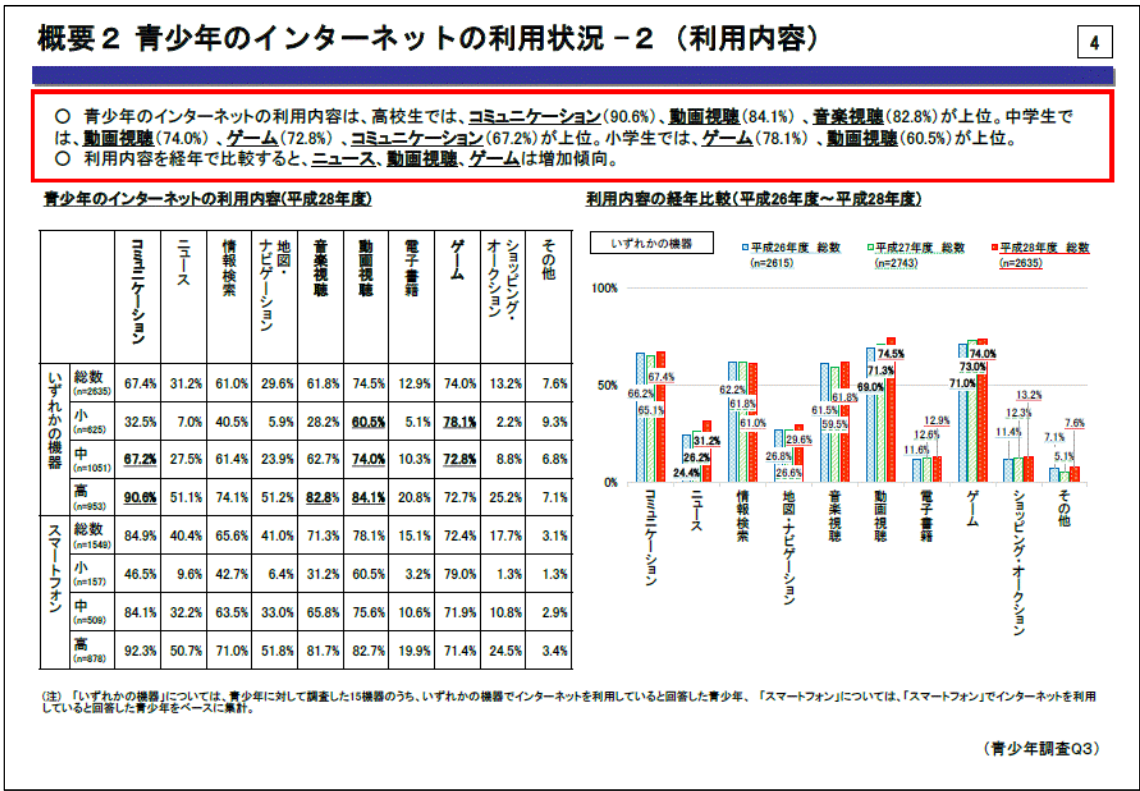
特集 インターネットとの付き合い方を考える ～自分も他人も傷つけないために～（前編）

インターネットを利用している子どもたちの現状

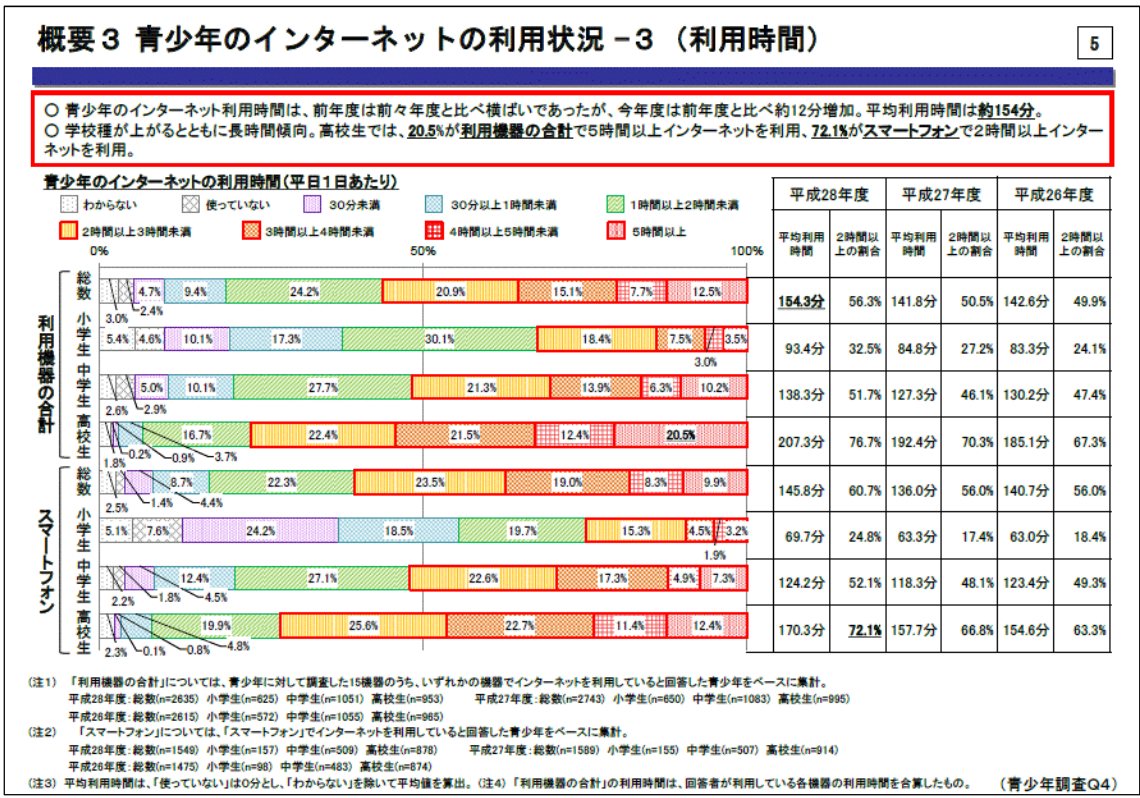
内閣府が毎年公表している、「[青少年のインターネットの利用実態調査](#)」によると、小・中・高校全ての年代で、インターネットを利用できる機器を持っている人が年々増えています。特に、小学生のスマートフォンの所持率はどんどん上がっています。



利用内容を年代別に見ると、小学生はゲームと動画の視聴が多く、中学生になるとそこにコミュニケーションが入り、高校生になるとコミュニケーションが1番多くなっています。いわゆるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を使いながら、ネット上でコミュニケーションを取ることが年齢が上がるとともに増えていきます。



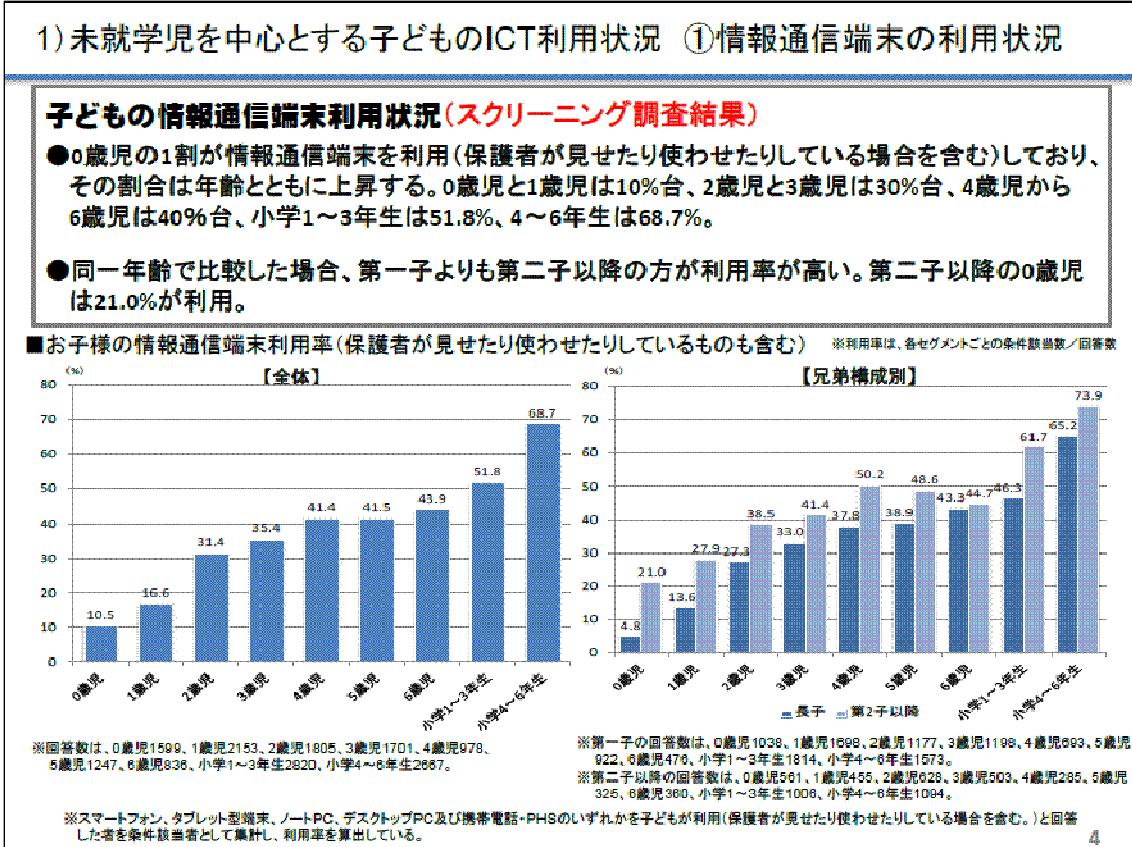
家でインターネットを使う時間は、小・中・高校生全体の平均で150分を超えています。夜遅くに塾から帰ってくる子どもたちも含めて150分使っているということなので、多くの子どもたちが寝不足の状態毎日学校に通っているということも考えられます。



また、赤ちゃんにスマートフォンを見せるためにベビーカーにスマートフォンを固定するホルダーが売れているようで、周囲を観察すると、ベビーカーの中でゲームをやっている子どもがものすごく多いことに気がつきます。このように、知識がなくてもデジタル機械の操作ができる子どもたちのことを「デジタルエイジ」と呼びます。

近年の携帯情報端末は、知識を持たなくても、誰もが簡単に使えるように作られています。そのため、現在ではインターネットを使うことに対するハードルが低くなって、子どもでも簡単に使えるようになり、何も考えずに適当に入力した訳の分からない情報に子どもたちが触れる危険もあります。

2年前に総務省が出した「未就学児等のICT利活用にかかわる、保護者の意識に関する調査報告」によると、0歳児では10%、2歳児では30%近くがインターネットを利用しています。しかし、上に兄弟がいるケースでは利用率が一気に上がり、0歳児のうち、兄弟がいないケースでは4%ほどですが、兄弟がいると20%を超えます。兄弟でなくても、地域のコミュニティーなどでインターネットを使っている子どもたちと一緒に過ごすことで利用率は上がっていきます。



小学生ぐらいからは自分が楽しむために使うようになりますが、それより小さな子どもたちがインターネットを使うのは、外食するときの待ち時間などにおとなしくしているようにスマートフォンで動画を見せられるなど、ほとんどの場合が保護者の都合によるものです。

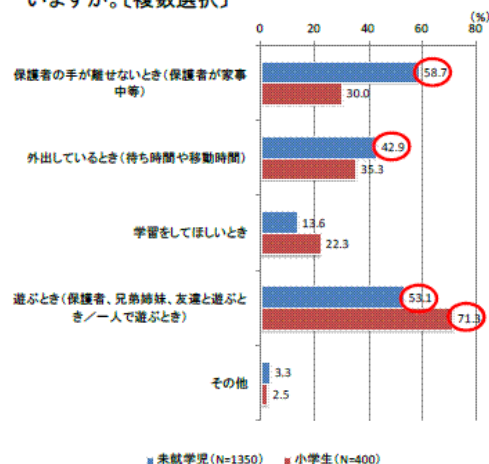
2) 保護者の意識 ①利用目的・意図

触れさせる理由

●未就学児は、保護者が家事等で手が離せないときが6割(58.7%)、外出しているとき(待ち時間や移動時間)が4割(42.9%)といった、保護者側の事情と考えられるシーンでの利用も多い。

●未就学児の5割(53.1%)、小学生の7割(71.3%)と、いずれも、遊ぶときの利用が多い。

■お子様にはどのようなときに情報通信端末(スマートフォンやタブレット端末等)を使わせていますか。〔複数選択〕



■お子様を情報通信端末(スマートフォンやタブレット端末等)に触れさせる理由としてあてはまるものをお答えください。〔複数選択〕

理由	0~3歳児 (N=750)	4~6歳児 (N=600)	小学1~3年生 (N=200)	小学4~6年生 (N=200)
特に理由は無い	9.1	11.5	24.5	27.0
情報通信端末を使わせていると論理的な思考が身に付きそうだから	2.8	3.2	6.0	4.0
小学校に入ると情報通信端末の操作について学ばなければならないから	4.4	6.2	3.5	0.5
お友達が情報通信端末をもっているから	1.9	2.2	8.0	11.0
スマートフォン、タブレット端末等に触れたがるから	14.0	13.7	13.5	9.0
スマートフォン、タブレット端末等の操作を覚えるから	10.5	19.3	27.5	29.5
利用をきっかけに保護者、兄弟姉妹で会話が増えるから	4.5	8.7	10.5	7.5
英語、歌等へ興味/関心が湧くから	15.7	20.8	20.5	13.0
学習ができるから(文字、数字、英語、歌、しつけ等)	25.1	30.5	28.0	29.5
お子様の興味になる(文字、数字、英語、歌、英語の発音)	56.4	28.0	11.0	6.0
保護者の手が離れる(保護者の手を離れさせない)時間があるから	50.8	47.3	30.0	12.5

10

普段の生活では子どもはいろいろなものに守られています。実際にネットの中に入ってしまうと利用者が大人か子どもかは分かりません。大人は子どもを一生懸命守っているつもりでも、スマートフォンやインターネットを渡してしまうことによって、子どもを守れない状態になっているということです。

本来、インターネットは汎用性の高いアメリカ軍の情報通信網として作られました。当然、子どもが使うことは想定されておらず、責任を持った大人が使うことが前提なので、自己責任で利用することになります。しかし、正しい判断力や節度を身に付けていない人が使い始めている現状があります。



ネット上には正しい情報もあればそうでない情報もあるから、どういった情報なのかちゃんと判断する力が必要だね。

相手の話を聞いたときに、頭の中に何が残るかということを経験した2,000人以上に調べた結果、目から入ってくる情報(視覚情報)や口調や話の早さなど(聴覚情報)は頭に残りやすいが、話の内容(言語情報)は7%ほどしか残らないということが分かっています。

つまり、SNSでやりとりするようなメッセージは7%の情報しかなく、残り93%は勝手に頭の中でイメージを補足することになります。社会経験のある大人なら、メールなどを使うときに、どういう風には書けば相手はどう思うかということを経験しながら書くことができます。しかし、小中学生は自分が普段喋っている感覚で書いてしまうので、誤解の応酬になってしまいます。

以前、男子高校生がプロフ(SNSの一種)に「ギターをやる奴にろくな奴はいない」と書いたことに元同級生の少年が腹を立て、その高校生を殴り殺したという事件がありました。正直「ギターを・・・」

というのは大した文章ではありません。ただ思春期でカチンときやすい年齢で、また文章からは7%の情報しか得られないという状況で、その書き込みをした高校生がものすごく怒っているかもしれないなどと受け手は考えてしまう。そういった被害妄想により恐怖心が煽られ、事件を起こしてしまうこともあるのです。このように暴行事件にまで発展するのは珍しいケースですが、ちょっとしたことで、相手の悪口を言ったりして相手を傷つける行為が毎日のように行われています。

(次号に続く)

★次号(3月号)では「子どもたちがインターネットを利用することにより引き起こされる問題」と「子どもたちの人権を守るために大人に求められること」と「インターネットの利用にあたって心がけてもらいたいこと」について今号の続編(後編)を掲載します。

誰もが安全にインターネットを利用するためには、「大人の意識改革」と「子どもへの正しい教育」が必要です。

昨年度実施した[人権に関する県民意識調査](#)では、インターネットによる人権侵害について特にどのようなことが問題だと思うかという問いに対して、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(60.8%)、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(43.3%)、「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」(37.3%)という回答が多く選ばれていました。

その結果も踏まえて、県人権施策推進課では、子どもたちにインターネットとの上手な付き合い方を学んでもらえるように、「[ジンケンダーと3つの約束](#)」というリーフレットを制作し、県内の新中学1年生に配布するなど、インターネットの利用に関するさまざまな啓発活動を行っています。



人権カレンダー 2月

- **サイバーセキュリティ月間**

昨今、サイバー空間に起因して、国民の個人情報や財産を始め、実生活に悪影響を及ぼす事例が頻繁に報告されており、被害が深刻化しています。安全・安心な社会を実現するためには、サイバー空間の利用者である国民一人一人が、自ら進んで意識・リテラシーを高める必要があります。このため、政府では、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するため、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」と定めています。期間中、政府機関はもとより、各種啓発主体と連携し、サイバーセキュリティに関する普及啓発活動を集中的に実施します。

- **2月2日～8日 世界異教徒間の調和週間**

平成22年(2010年)にヨルダンのアブドゥラー2世国王が国連総会において提唱し、2月の第1週を「世界異教徒間の調和週間」(World Interfaith Harmony Week)とすることが、満



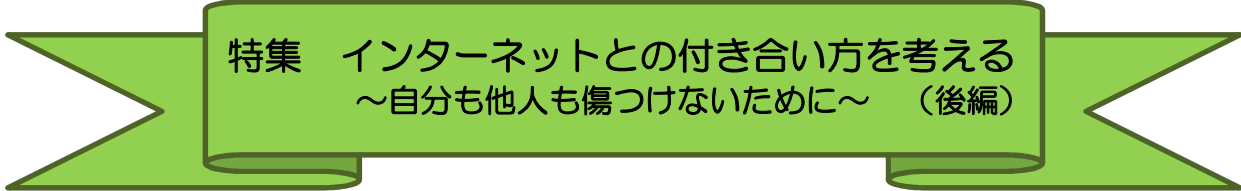
じんけん通信

平成 30 年(2018 年)3 月(第 119 号)

今回は前回に引き続き、昨年 12 月に開催したインターネット人権啓発研修会「インターネットと人権～子どもを守る大人の役割～」の講演内容を紹介します。

子どもたちがインターネットを頻繁に利用するようになった背景や、それによって引き起こされる問題を知ることで、誰もが安全にインターネットを利用するためにはどうしたらよいか考えていただくきっかけとなれば幸いです。

[◆じんけん通信 2 月号「インターネットとの付き合い方を考える～自分も他人も傷つけないために～（前編）」](#)



特集 インターネットとの付き合い方を考える ～自分も他人も傷つけないために～（後編）

子どもたちがインターネットを利用することにより引き起こされる問題

インターネット上で他人を傷つけるような行為を行っている人は、依存症になっていっているケースがあり、そうした行為により、インターネット上のトラブル（ネットいじめなど）や、犯罪に巻き込まれるケースもあります。

～ネット依存症～

医療機関では、まだこれを病気としては認定していませんが、薬物依存、アルコール依存の「薬物」「アルコール」の部分を「ネット」に変えると症状がピタッとあてはまるため、一部の医師は病気だと考えており、実際に外来診療を行っている医療機関もあります。

ネット依存には 2 つのタイプがあると言われています。一つ目が、コンテンツ（内容）に依存する場合で、二つ目が繋がりに依存です。

ネット依存はさまざまな問題を引き起こします。特に身体面では、視力低下や運動不足、ずっと同じ姿勢で使うことによる腰痛、「スマホ首」などの悪影響があります。さらに、骨密度が落ちたり、エコノミークラス症候群に陥ったりもします。精神面では、夜通し使うことにより昼夜が逆転したり、ひきこもりになったりします。また、学校に行くのが嫌になるので成績低下や遅刻、授業中の居眠りにつながり、高校くらいになると、留年や退学ということも起こってきます。

また、ゲーム依存の子どもは、ゲームの中でお金を使うことに対して無頓着になり、ゲームをやっているときだけ人格が変わるようになります。自分のために使うなら構わないという変な錯覚に陥ってしまっていて、最終的には他の友達のお金を盗んだりしてしまうのです。そういう事が悪いことだと指摘されると、自分が甘えられる親や家族に対して嘘をついたり、暴言や暴力を働いたりする

ようになります。それを見た友達がだんだん離れていき、その結果、インターネットの社会に入り込んでいってしまいます。

さらに睡眠障害にも気を付けなければなりません。スマートフォンから出ている光のうちの一つのブルーライトは脳の中の覚せい作用を起こして昼だと思わせるため、夜毛布にくるまってスマートフォンを触っていると、頭の中で昼か夜かが分からなくなってしまうのです。これが睡眠障害で、夜になったら寝るというサイクルが乱れてしまいます。

依存症には基本的になりやすいタイプ・傾向があると言われており、どこかで自分に満足できなかつたり、なにか強いストレスがあったり、家族に受け入れられていないと感じているような人です。おそらくスマートフォンが好きで依存症になっているわけではなく、何か別のところに不足する何かを求めようとしてこうなっているのです。しかし、ストレス解消のための依存というのは、依存によるストレスをまた増やすだけなので、何をやってもストレスが解消できない時には、心療内科や精神科の門をたたいてもらうのも良いのではないかと思います。その人の将来のための一つの手として大事なことなので、その有用性を理解していただきたいと思います。また、もし周りにインターネットに依存している人がいた場合は、依存することで一番失っているものはあなたの時間だということを伝えていただきたいと思います。

～ネットいじめ～

依存がひどくなると、他人に対しても攻撃的になります。これがネットいじめにつながります。ネットいじめには誰彼構わず攻撃するパターンや、決まった人を攻撃するパターンなどいろいろなパターンがあります。ネットいじめは大人には分かりにくいものなので、子どもにスマートフォンなどを持たせる場合には、依存しないよう注意しなければなりません。

ネットいじめにあたりして困ったときは、友達ではなく大人に相談してほしいのだー。



もし、自分の悪口などを書き込まれたとしても過度に反応してはいけません。反論すると余計に攻撃されるので、書き込まれても多少は静観しておく必要があります。もしこういうことで相談を受けられた場合には、一人で対応するのではなく、必ず複数で対応してほしいと思います。

ちなみに、パソコンでLINEのホームページに入ると、LINE安心安全ガイドというものがあり、実際起こった事例や、困った事例があったときの対処法が保護者向け、子ども向け両方に書いてありますので、一度見ていただければと思います。

ネットいじめは、普段の人付き合いが希薄化することにより、ストレスを解消できない人たちが、インターネット上で言うてはいけない言葉を発したりしてストレスを発散しようとすることで起こります。掲示板などで誹謗中傷を受けた時には削除依頼を出して消すこともできますが、消したことに對する誹謗中傷がさらに出てくる可能性もあります。誹謗中傷は名誉棄損でしか訴えようがないので、警察に相談することが1番だと思います。プロバイダーは、全ての通信を記録していますので、どこで何が起こったが、誰が何を発信したかというのは一目瞭然です。ただ、事件性があるとわかったときに警察と法務局ぐらいでしか開示できないので、そういったところに言うのが良いと思います。

また、最近のネットいじめや誹謗中傷にはプロ集団がいて、ネットいじめの書き込みなどを見つけたときに、なりすましで入ってきて攻撃をしかけてきます。そういう人たちは書き込んだらすぐに姿を消すので、できるだけ早く警察に相談してください。

～ネットを利用した犯罪～

大津署に聞いたインターネットを使った犯罪で検挙例が多いのは次の4つでした。

- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・ 不正アクセス禁止法
- ・ 名誉棄損
- ・ 出会い系サイト規制法

この中でもダントツで多いのは、児童買春、児童ポルノです。昨年児童買春・ポルノ禁止法という法律に、「自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則」というものが新設され、児童ポルノは所持するだけでだめになりました。しかし残念なことに、先生が児童買春やポルノを所持していることが非常に多いです。最近では、女性だけではなく、小学校5～6年生や中学生ぐらいの男性の裸の写真を撮るケースが増えていたり、学校で着替える際に、近所の人に望遠カメラで盗撮されたりするケースもあり、非常に怖い状況になっています。

さらに、画像や動画によるトラブルが非常に多く発生しています。例えばAさんからBさんに画像を送った場合に、実はAさんからBさんには直接送っておらず、AさんがSNSの会社に画像をアップして、それをBさんが見るという仕組みになっています。これが10人のグループになると、送った画像は10枚コピーされて、一人ずつにひも付けされて見られるようになっていきます。つまり、画像をアップした時点で少なくとも1枚以上はコピーされているということになるので、自分のスマートフォンの中にある画像を消してもインターネット上にはデータが残っています。そうと知らずに、恋人と撮った写真等が別れた後に使われてリベンジポルノにあうというケースもすごく増えています。とにかく1回アップした画像や動画を回収するのは無理なので、よほどのことがない限りアップしない方が良いでしょう。



親が子どもの写真をSNSにアップすると、その写真は一生残るのだ。アップする際には一度立ち止まって考えてみてほしいのだ。

インターネット上のコミュニケーションだけで彼氏・彼女の関係になっているつもりの子どもがデートDVの被害に遭うケースもあります。多くの場合、加害者は、あまり売れていない芸能人の写真などを使って男性や女性になりすまし、最終的に「彼氏(彼女)なんだから、裸の写真を送れ」と要求してきます。断ると、「好きじゃないのか」などと言葉巧みに迫り、加害者の言いなりになり、写真を送ってしまいます。警察の話だと、小中学生の女子が被害の中心だと聞きましたが、LINEの人に聞くと、20%くらいがこういう交際ではないかと思われるとのことでした。

犯罪被害に遭う小中学生は、面白半分で自分の個人情報や写真を出したり、最寄り駅の写真で住

んでいる場所を分かるようにしている傾向があります。また、自分は大丈夫だろうと過信して接触をしてしまい、被害に遭うケースが多いようです。インターネットの中にはこうしていたら大丈夫だったというような情報も多くあり、そのことによって自分は大丈夫だと思込んでしまいます。

警察が言うには、メッセージを送る機能、人を検索できる機能、プロフィールを公開できる状態の三つの要素がそろえば、絶対に被害は起こるそうです。ほとんどの SNS ではこれらができるので、自分でできることはプロフィールの公開をとめることくらいしかありません。自分から外に情報を出さず出さないかで随分とリスクは減るのです。

また、写真には、位置情報がついている場合があるため、悪意を持つ人が写真の撮影場所を読み取る恐れがありますが、子どもたちは写真は写真としてしか見ていないので、そこまでの危機感を抱いていません。なので、ある程度常識を知り、日本語を知り、インターネット利用のリスクについて考えられるようになるまではリアルな友達としっかり交わってもらってから、高校生くらいから情報通信の補助的な手段としてスマートフォンを使うのが良いと思います。

トラブルに対しては、相談を聞いた上で、適切な相談機関へ繋いでくれるワンストップの窓口があれば一番良いと思っています。しかし、ネットいじめや誹謗中傷は警察、被害を受けた子供の心のケアは全国 Web カウンセリング協会、SNS 上でトラブルに遭った子どもたちの相談は SNS カウンセリング協議会という風に、現状では相談するところが少しずつ違います。もしトラブルになった場合は、落ち着いて行動するということが大事です。

子どもたちの人権を守るために大人に求められること

インターネット上でいろんなことに振り回されて、現実世界で充実感がない子どもたちがどんどん増えています。それは普段、人と人との関わりが少ないという状況に原因があると思うので、まずは人と人との関わりを少しずつでも取り戻していかなければならないと思っています。

また、今、子どもたちがインターネットを使っている状況は、大人が誘導してしまっているところもあるという気がします。大人が一生懸命やっていることを子どもたちはすごくよく見ているので、大人が上手なインターネットの使い方を子どもたちに見せてあげないといけません。

またスマートフォンは包丁と同じだと思っています。一步間違えれば人を傷つけるもので、しかも自分も傷つく可能性があります。ところが、うまく使えば私たちの生活を豊かにしてくれるものです。包丁を初めて子どもに扱わせるときに、いきなり渡して使わせるようなことは怖くてできないと思います。しかし、スマートフォンは渡して、あとは自分で使えという風になってしまっています。

インターネットの世界は子どもの方が適応が早くて、大人には分かりにくい世界ではありますが、大人も少なくとも興味は持たなければいけないと思っています。そして、大人がスマホ依存になって、ながらスマホや歩きスマホをしているような姿を見せないようにしなければなりません。また、一番困るのは、大人が無関心であったり、放任であったり、人任せであることです。みんなが自分の問題として捉えることが大切です。



インターネットの利用にあたって心がけてもらいたいこと

子どもたちがインターネットを使う際にはできればルールを作ってほしいです。ルールが作れない場合はせめてパソコンやゲームやスマートフォンを使わない時間だけでも決めてください。

最後に、情報というのは絶対に「送り手」と「受け手」があり、勝手に流れる情報というものはありません。情報をうまく扱うためには、なぜこの情報がきたのかということや、どうすれば相手にうまく伝わるだろうという「思いやり」を持つことが大事だと思います。人を大事にする気持ちをきちんと持っていれば、おそらくインターネットを使っていく上でもそんなに困ることはありません。ぜひとも、インターネットの利用においても「人権尊重の視点」を持っていただきたいと思っています。

講演内容は以上です。

インターネットはとても便利なものですが、使い方を誤ると、大人も子どもも関係なく誰かを傷つけたり、犯罪被害にあったりと人権が侵される危険性があるものです。

人権施策推進課では、このような研修会を始め、インターネット利用の低年齢化を受け、小中学生にも分かりやすく学んでいただけるリーフレットや啓発物品を配布し、安全にインターネットを利用してもらえよう啓発を行っています。

また、県内の中学校では、生徒達が主体的にスマートフォンやSNSの使用ルールを決めるという活動も行われています。【[教育しが No. 62\(平成 29 年 4 月号\)](#)より】

みなさんもこの機会に自分や自分の子どものインターネットの使い方を振り返ってみて、今後インターネットを安全に使い続けていくにはどうしたらよいか、家族や友達と一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」

内閣府、法務省などは、例年、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期（2月から5月）に、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と協力して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安全な利用のための啓発活動を実施しています。

[「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」専用ページ](#)より

保護者向けリーフレット

「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」[1ページ目](#) / [2ページ目](#)